

1 指定管理者制度の概要について

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減等を図ることを目的としている。

具体的には、公の施設の管理に民間事業者等が自ら有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の節減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者等の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できる。

(2) 公の施設とは

地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスであって、地方公共団体が設置する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のこと。住民の利用に供することを目的としないもの、あるいは利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでない試験研究所、留置場、競輪場、競馬場などは、該当しない。

白井市の公の施設の例（主な施設）

文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館、市民プール
公民館、学習等供用施設、青少年女性センター、総合保健センター、
地域福祉センター、保育園、児童館、運動公園、障害者地域活動支援センター、
こども発達センター、障害者支援センター、老人福祉センター、
高齢者就労指導センター、老人憩いの家、福祉作業所、白井コミュニティセンター、
公民センター、西白井コミュニティプラザ、街区公園、近隣公園、地区公園

公の施設の指定管理者制度導入状況

R6.4.1 現在

番号	施設の名称	指定管理者	期間	
1	福祉センター(3) ・老人福祉センター ・青少年女性センター ・福祉作業所	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 松本 千代子	(H18.9.1) R3.4.1～ R8.3.31	5 年間
2	地域福祉センター	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 松本 千代子	(H18.4.1) R6.4.1～ R11.3.31	5 年間
3	高齢者就労指導センター	公益社団法人 白井市シルバー人材センター 理事長 川崎 誠	(H18.4.1) R2.4.1～ R7.3.31	5 年間
4	白井運動公園・ 白井市民プール	株式会社 協栄 千葉支店 支店長 朝武 孝雄	(H18.4.1)プール (H21.4.1)公園 R6.4.1～ R11.3.31	5 年間
5	白井駅前センター(3) ・白井駅前公民館 ・白井駅前児童館 ・白井駅前老人憩いの家	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男	(H21.4.1) R2.4.1～ R7.3.31	5 年間
6	西白井複合センター(3) ・西白井公民館 ・西白井児童館 ・西白井老人憩いの家	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男	(H22.4.1) R6.4.1～ R11.3.31	5 年間
7	桜台センター(2) ・桜台公民館 ・桜台児童館	合同会社 しろい光夢辿 代表社員 山崎 雅由	(H22.4.1) R6.4.1～ R9.3.31	3 年間
8	障害者支援センター	社会福祉法人 フラット 理事長 林 晃弘	(H22.4.1) R5.4.1～ R10.3.31	5 年間
9	白井コミュニティセンター 白井児童館	合同会社 しろい光夢辿 代表社員 山崎 雅由	(H23.6.1) R2.4.1～ R7.3.31	5 年間
10	学習等供用施設	特定非営利活動法人 富士センター運営協議会 理事長 富沢 賢司	(H29.4.1) R2.4.1～ R7.3.31	5 年間
11	西白井コミュニティプラザ	特定非営利活動法人 まちづくり西白井 理事長 瀬下 直樹	(R1.10.1) R4.4.1～ R7.3.31	3 年間
12	しらい市民まちづくり サポートセンター	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男	(R5.4.1) R5.4.1～ R8.3.31	3 年間

*設置管理条例ごとにカウントするため、施設数の合計は 21 施設。

*指定期間の()は、指定管理者制度導入年月日

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 指定管理者選定審査会について

(1) 設置目的

白井市指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、公正を確保するため設置された附属機関です。

(2) 所掌事務

選定審査会は、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申します。また、公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べることができます。

(3) 委員

選定審査会の委員は、学識経験者、公の施設の管理に関する附属機関の代表者、市民、市副市長の6名によって組織されています。

学識経験者の委員については、指定管理者制度や経営に関する制度に精通した方、税務、会計、労務など実務に精通した方に依頼しています。

公の施設の管理に関する附属機関の代表者の委員については、公民館における事業の企画、実施に関する事項について調査審議する生涯学習推進委員会の委員に依頼するとともに、市民委員については、公募により選考しています。

なお、委員の任期は3年間で、任期中は白井市の非常勤特別職となります。

(4) 会議

選定審査会の運営に際しては、会長及び副会長の役職を置き、委員の互選によって定めます。会長は選定審査会を代表し、副会長は会長を補佐します。

また、選定審査会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定します。

会議は、原則公開しますが、審査に関する会議は非公開とし、必要に応じて、委員以外の出席を求め意見及び説明を聴くことができます。

また、審査にあたり、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる団体の審査に加わることはできません。なお、この決定は会議に諮った上で決定されます。

(5) 守秘義務

委員は職務上知り得た秘密を漏らすことを禁止されています。委員の任期を終えた後も同様です。

○白井市附属機関条例【抜粋】

平成24年12月28日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号）第2条第1項に規定する実施機関をいい、白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）第46条第1項の規定により諮問をした議会の議長を含む。次項において同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下この項において同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報及び白井市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

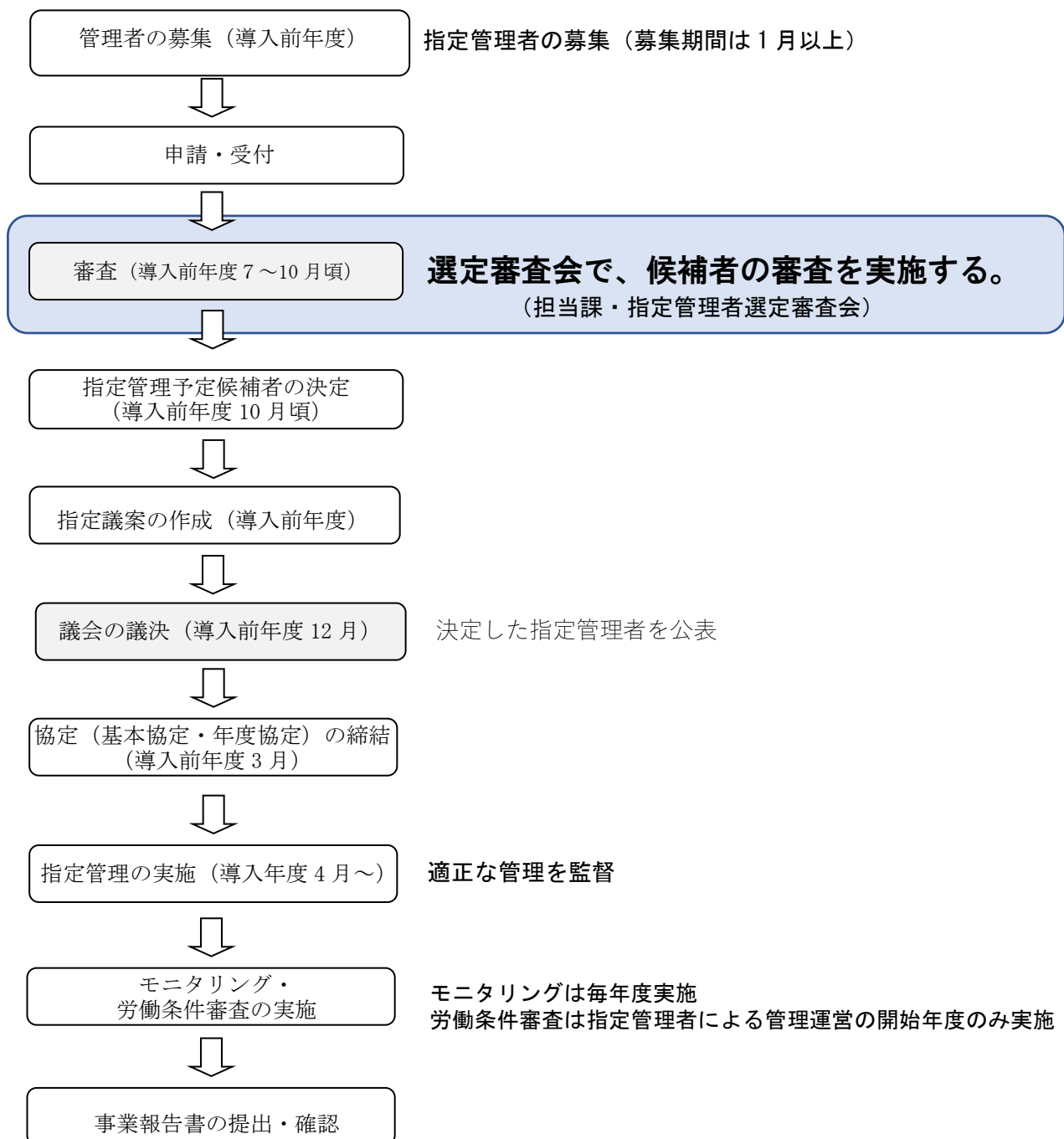
4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(略)

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市指定管理者選定審査会	(1) 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消しについて審査すること。 (2) 指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の管理に関する附属機関その他の機関の代表者 (3) 市民 (4) 市の職員	6人以上	3年

3 指定管理者の選定に関する例年スケジュールについて



4 今後のスケジュールについて

(1) 今後の審査会開催予定

①第8回審議会

10月15日（火）午後1時15分から午後4時00分

選定施設：西白井コミュニティプラザ 応募団体 1者

②第9回審査会

10月23日（水）午後1時15分～午後7時00分

選定施設：白井コミュニティセンター・白井児童館 応募団体4者

(2) 第9回審査会の流れ（イメージ）

時間(予定)	会議・審査の流れ	内 容
13:15～13:20	開会	会長挨拶
13:20～13:45	応募状況説明・ 資格審査報告 (25分)	募集施設の概要説明 応募団体資格審査の結果報告
13:45～13:50	(休憩) (5分)	応募団体入室・プレゼン準備
13:50～14:50	応募団体① 審査 (60分)	プレゼンテーション(30分) 質疑応答 (30分)
14:50～14:55	(休憩) (5分)	応募団体入れ替え
14:55～15:55	応募団体② 審査 (60分)	プレゼンテーション(30分) 質疑応答 (30分)
15:55～16:00	(休憩) (5分)	応募団体入れ替え
16:00～17:00	応募団体③ 審査 (60分)	プレゼンテーション(30分) 質疑応答 (30分)
17:00～17:05	(休憩) (5分)	応募団体入れ替え
17:05～18:05	応募団体④ 審査 (60分)	プレゼンテーション(30分) 質疑応答 (30分)
18:05～18:20	委員間討議及び採点 (15分)	委員間討議
18:20～18:30	(休憩) (10分)	事務局集計
18:30～18:55	集計結果の報告 総合審査 (25分)	答申書の内容の議論
18:55～19:00	その他 閉会 (5分)	

白井市指定管理者選定審査会審査手順

H17. 12. 26 (決定)	H21. 5. 29 (決定)
H18. 1. 10 (決定)	H22. 5. 27 (決定)
H18. 1. 18 (決定)	H24. 7. 27 (決定)
H20. 6. 24 (決定)	H30. 6. 13 (決定)
R01. 8. 8 (決定)	R05. 7. 20 (決定)

1 目的

この審査手順は、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査に当たり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2 基本的事項

- (1) 審査は、別に定める審査票に基づき、原則として、プレゼンテーション審査及び総合審査により行うものとします。
- (2) 審査票は、募集要項で定める事業計画書及び別紙 1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づき審査施設ごとに作成し、審査会委員（以下「委員」という。）が客観的に判断できるよう審査項目ごとに審査基準を明らかにするものとします。
- (3) 審査票（審査項目、審査の視点、配点等）及び審査手順は、事前に審査会で検討し、決定するものとします。
- (4) 審査に当たっては、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算して「総評価点数」を算定し、指定管理者の候補者を委員の合議で選定するものとします。

同点の場合は、サービス等の評価点数の高い者を優先とします。

$$\boxed{\text{総評価点数}} = \boxed{\text{サービス等の評価点数}} + \boxed{\text{価格評価点数}}$$

- (5) 「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は 90%、「価格評価点数」の配点は 10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。
- (6) 審査に当たり必要と認められる場合は、審査会は、追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (7) 選定に係る審査会は、非公開とします。

3 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象団体

プレゼンテーション審査は、全ての申請団体について行うものとします。

(2) 申請資格等の確認

- ① 施設担当課は、資格要件、欠格事項、申請書類、財務要件について、申請資格の審査を行い、審査会に報告します。
- ② 審査会は、施設担当課が行った審査結果に異議がある場合は、施設担当課と協議の上、申請資格を判断するものとします。

- ③ 審査会は、資格審査で失格となった団体について、それ以降の審査は行わないものとしします。

(3) 審査方法

- ① 審査会は、申請書類に基づき、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑により、審査を行います。
- ② 委員は、申請団体の概要、事業計画、収支計算書等の説明及び質疑をもとに、別紙1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づいて、審査項目ごとに審査票に採点を行います。
- ③ 委員は、別紙2「配点及び採点方法」により採点を行うものとしします。
- ④ 委員は、申請書類やプレゼンテーションで不明な点、確認が必要な点などについて、直接、申請団体に対して、一問一答により質疑を行うことができます。
- ⑤ 委員がプレゼンテーション審査に出席できなかった場合は、原則として欠席委員の審査点数はないものとし、その決定は会議に諮って行うものとしします。

(4) その他

- ① プレゼンテーション審査は、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑を合計して、一団体につき60分以内とし、プレゼンテーションは、30分以内としします。
- ② 申請団体がプレゼンテーション審査に欠席した場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

4 総合審査について

(1) 審査方法

- (1) 審査会は、プレゼンテーション審査結果を基に委員の合議で総評価点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として決定します。併せて第2順位以降の候補者の順位を決定します。
- (2) 審査会は、評価結果とともに主な選定理由（審査過程での意見や審査結果の主な内容）をまとめます。
- (3) 最低評価基準点に達する申請者がいない場合は、審査会の意見は指定管理者の候補者となるべき者はないものとしします。
- (4) 最低評価基準点に達しない場合は、次のとおりとしします。
- ・ サービス等の評価点数の合計点数が、最低評価基準点数（サービス等の審査項目数×5点×委員数）に満たない場合
 - ・ 団体の経営状況の審査項目の合計点数が、最低評価基準点数（5点×委員数）に満たない場合

5 第2順位者等の取り扱い

- (1) 市は、指定管理者の候補者として決定した者の指定議案が議会で否決された場合、又は指定管理者の候補者として決定した者が指定管理者として市から指定される前に辞退若しくは資格喪失などにより候補者でなくなった場合は、第2順位以降の者から順に候補者とすることができるものとしします。
- (2) 市が、指定管理者の候補者を指定管理者として指定した場合は、第2順位以

下の者は資格を失うものとします。

- (3) 指定管理者の候補者が、指定管理者として指定を受けた後に辞退、資格喪失等により指定管理者となることができなくなった場合は、再募集を行うものとします。

6 結果の公表

- (1) 審査結果は、別紙3「指定管理者候補者選定結果（公表例）」に準じて、公表します。
- (2) 公表する事項は、次のとおりとします。
- ① 施設の名称
 - ② 主な選定理由
 - ③ 審査項目、審査の視点及び配点
 - ④ 候補者及び第2順位者として選定した団体の名称、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数
 - ⑤ その他の応募団体については、団体の名称（匿名）、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数

7 その他

- (1) 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる申請団体の審査には加わることができないものとします。また、委員が審査時点で3年以内に申請団体の経営や運営にかかわっている場合は、審査に加わることができないものとします。その決定は、会議に諮って決定するものとします。
- * 経営や運営にかかわっている場合とは、企業等の取締役や理事等の役職にある場合、企業等の正社員として就労している場合、団体の役員となっている場合、正会員となっている場合をいいます。ただし、パートやアルバイトなどの非正規社員や、団体の会員以外で単に係わりのあった場合などは、除きます。
- (2) 審査の過程で疑義が生じた場合は、その都度審査会で協議し、決定するものとします。

審査に当たっての基本的な考え方

1 団体の資格について

区分	審査の視点
資格要件	・募集要項で定める応募に当たっての資格要件を満たしているか。
欠格事項	・募集要項、条例で定める欠格事項に該当していないか。
申請書類	・募集要項で定める申請書類等に不備はないか。
財務要件	・募集要項で定める応募に当たっての財務要件を満たしているか。

2 事業計画書について

(1) サービス等の評価

①事業計画書による公の施設の管理が、市民（利用者）の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること

番号	審査項目	審査の視点
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。
2	市民サービスの向上方法	・市民サービス向上のための提案は適切か。
3	利用者ニーズの把握方法	・利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。

②事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること

番号	審査項目	審査の視点
4	サービス内容（自主事業）の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の提案は適切か。
5	緊急時の対応	・災害時・緊急時の体制は十分か。
6	利用促進の方法	・利用促進のための提案は適切か。
7	利用料金	・利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており提案は適切か。
8	管理運営経費の削減方法	・経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

番号	審査項目	審査の視点
9	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。
10	市内での市民活動実績とその活用	・（コミュニティ施設の場合）市民活動の実績はあるか。その活用の提案は適切か。
11	施設、設備の維持管理	・設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ・再委託の場合の計画（理由等）は適切か。
12	管理体制（職員の配置・研修計画等）	・職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。

④関係法令等を遵守するものであること

番号	審査項目	審査の視点
13	個人情報の保護	・個人情報保護に対する取り組みは適切か。
14	その他の関係法令等	・公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。

⑤団体の経営状況について

番号	審査項目	審査の視点
15	団体の経営状況	・事業者の財務状況は健全か。 ・給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。

(2) 価格評価

番号	審査項目	審査の視点
16	指定管理料及び収支計画書（提案額の審査）	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。
17	指定管理料及び収支計画書（妥当性の審査）	・事業計画の内容と比較して、提案額は適正か ・指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。

配点及び採点方法

1 総評価点数

(1) 配点

- ① 審査会は、プレゼンテーション審査における総評価点数を基に、委員の合議により、指定管理者の候補者を選定します。
- ② 総評価点数は、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を点数化した「価格評価点数」を加算したものをいいます。
- ③ 「総評価点数」における「サービス等の評価点数」の配点は90%、「価格評価点数」の配点は10%を基準とします。ただし、審査対象施設における特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。

2 サービス等の評価点数の配点及び採点

- ① サービス等の審査項目における各審査項目の配点は、原則10点とします。ただし、「類似施設の運営実績」や「市内での市民活動実績とその活用」などの団体の実績の有無を問う審査項目については、5点とします。
- ② 審査項目数は、施設によって異なることから、満点は、募集の都度、定めることとします。
- ③ 採点は、以下の採点基準に基づいて行うこととし、点数は、1点刻みで採点することとします。ただし、団体の実績の有無を問う審査項目の上限点数は、5点とします。

採点基準	配点
・ 十分でない場合（下限点数）	0点
・ 適切である場合（基準点数）	5点
・ 適切であり特に優れている場合（上限点数）	10点

3 価格評価点数の配点及び採点

(1) 配点

- ① 価格審査項目に係る審査は、「提案額の審査」及び「妥当性の審査」の2項目で行うものとし、その合計点を「価格評価点数」とします。
- ② 価格評価点数における「提案額の審査」の配点は50%、「妥当性の審査」の配点は50%とします。

(2) 提案額の審査の配点及び採点

「提案額の審査」は、指定管理料の市の見込み額と提案価格との割合（減額率）により行うものとします。

<計算式>

$$\text{点数 (A)} = \text{上限点数} \times \frac{(\text{市の見込み額} - \text{当該申請者の提案額})}{(\text{市の見込み額} - (\text{市の見込み額} \times \text{上限の減額率}))}$$

*点数は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで求める。

*市の見込み額に対する提案額の割合が100%（市の見込み額と同額）の場合を0点とし、〇〇〇以上の場合を10点(上限)として、上記計算式で求める。

- ① 妥当性の審査は、「適切であり特に優れている場合（上限点数）」を配点の満額とし、「十分でない場合（下限点数）」を0点とします。また、「適切である場合（基準点数）」は、上限点数と下限点数の中間の点数とします。
- ② 妥当性の審査の採点は、1点刻みで採点することとします。

```

graph LR
    A[総評価点数  
(600点)] --- B[サービス等の評価点数 (540点)]
    A --- C[価格評価点数 (60点)]
    C --- D[提案額の審査 (30点)]
    C --- E[妥当性の審査 (30点)]
  
```

総評価点数 (600点)

- サービス等の評価点数 (540点)
- 価格評価点数 (60点)
 - 提案額の審査 (30点)
 - 妥当性の審査 (30点)

指定管理者候補者選定結果（公表例）

[illegible]

指定管理者の候補者：●●●●●●●●●●

総評価点数●●●.●点

【主な選定理由】

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	
4	サービス内容（自主事業）の実施計画について	☐ 施設の設備・機能を活用しているか。 ☐ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ☐ 施設ごとに求める業務の内容は適切か。	
5	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	
6	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	
7	利用料金について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	
8	管理運営費の削減方法について	☐ 経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。	
9	類似施設の運営実績について	☐ 類似施設を運営した実績があるか。	
10	市内での市民活動実績とその活用について	(コミュニティ施設の場合) ☐ 市内での活動実績があるか。その活用の提案は適切か。	
11	施設、設備の維持管理	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画（理由等）は適切か。	
12	管理体制（職員の配置・研修計画等）について	☐ 職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	
13	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	
14	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	
15	団体の経営状況 ※●点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	
サービス等の評価点数 満点●●点 最低基準点数●●点			●●●

	審査項目	審査の視点と配点	合計
16	指定管理料及び収支計画書について(提案額の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。	
17	指定管理料及び収支計画書について(妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。 ☐ 指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	
価格評価点数 満点●●点			●●●

総評価点数	●●点満点	●●●
-------	-------	-----

申請団体 _____

委員氏名： _____

総評価点数： 点
(156 点満点)

=

サービス等の評価点数 点
(140 点満点) (最低評価基準点 5 点 × 15 項目 = 75 点)

+

価格評価点数 点
(16 点満点)

※156 点満点 = 【サービス等 (10 点満点 × 13 項目) + (5 点満点 × 2 項目)】 + 【価格 (8 点満点 × 2 項目)】

1. サービス等の評価 (140 点満点)

選定基準 事業計画書による公の施設の管理が、市民（利用者）の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること

(1) 管理運営の基本方針について 【様式 5-1】

審査の視点と配点	■ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ■ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ■ 市の基本的な管理方針に適合しているか。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(2) 市民サービスの向上方法について 【様式 5-2】

審査の視点と配点	■ 市民サービス向上のための提案は適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(3) 利用者ニーズの把握方法と対応について 【様式 5-3】

審査の視点と配点	■ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

選定基準	事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであること
------	--

(4) 自主事業の実施計画について 【様式 5-4】

審査の視点と配点	■ 施設の設備・機能を活用しているか。 ■ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ■ 施設ごとに求める業務の提案は適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(5) 緊急時の対応について 【様式 5-5】

審査の視点と配点	■ 災害時・緊急時の体制は十分か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(6) 利用促進の方法について 【様式 5-6】

審査の視点と配点	■ 利用促進のための提案は適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(7) 利用料金について 【様式 5-7】

審査の視点と配点	■ 利用料金の額の提案が、条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

(8) 管理運営経費の削減方法について 【様式 5-8】

審査の視点と配点	■ 経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。 上記の内容が十分でない場合 ・・・ 0 点 上記の内容が適切である場合 ・・・ 5 点 上記の内容が特に優れている場合 ・・・ 10 点	点数

選定基準 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

(9) 類似施設の運営実績について 【様式 5-9】 ※5 点満点

審査の視点と配点	■ 類似施設を運営した実績があるか。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 3 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 5 点	点数

(10) 市内での市民活動実績とその活用について 【様式 5-10】 ※5 点満点

審査の視点と配点	■ 市内での市民活動の実績があるか。また、その活用の提案は適切か。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 3 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 5 点	点数

(11) 施設、設備の維持管理について 【様式 5-11】

審査の視点と配点	■ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ■ 再委託の場合の計画（理由等）は適切か。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 5 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 10 点	点数

(12) 管理体制（職員の配置・研修計画等） 【様式 5-12 様式 7-1～7-2】

審査の視点と配点	■ 職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。 ■ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ■ 職員に対する教育、研修体制は十分か。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 5 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 10 点	点数

選定基準 関係法令等を遵守するものであること

(13) 個人情報の保護 【様式 5-13】

審査の視点と配点	■ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 5 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 10 点	点数

(14) その他関係法令等 【様式 5-14】

審査の視点と配点	■ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 5 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 10 点	点数

選定基準

団体の経営状況について

(15) 団体の経営状況

【様式 6-1、6-2、6-3、様式 12 様式 13、事業報告書、予算書、事業計画書】

審査の視点と配点	■ 事業者の財務状況は健全か。 ■ 給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ※5 点未満の場合失格 ※全員の平均点が 5 点未満の場合失格 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 5 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 10 点	点数

2. 価格評価 (16 点満点)

(16) 指定管理料金料及び収支計画書 (提案額の審査) 【様式 6-1】

審査の視点と配点	市の見込額 5 年間 千円 応募者の提案額 千円 削減率 % 上限点数：8 点 提案額に係る採点の計算式 $\text{点数} = \text{上限点数} \times \frac{(\text{市の見込み額} - \text{当該応募者の提案額})}{\text{市の見込み額} - (\text{市の見込み額} \times \text{上限の減額率})}$	点数

(17) 指定管理料及び収支計画書 (妥当性等の審査) 【様式 6-1、事業計画書】

審査の視点と配点	■ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ■ 市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。 上記の内容が十分でない場合 . . . 0 点 上記の内容が適切である場合 . . . 4 点 上記の内容が特に優れている場合 . . . 8 点	点数